

令和3年5月臨時会

御杖村議会会議録

令和 3年 5月 7日開会

令和 3年 5月 7日閉会

御杖村議会

◎目 次

◎議事日程	－1－
◎本日の会議に付した事件	－1－
◎役職	－1－
◎出席議員(8名)	－1－
◎欠席議員(0名)	－1－
◎会議録署名議員	－1－
◎地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・指名	－1－
◎職務のため議場に出席した事務局職員	－2－
◎〔発言記録〕	－3－
◎開会及び開議の宣告	－3－
◎仮議席の指定について	－3－
◎御杖村議会議長選挙について	－4－
◎議席の仕手について	－4－
◎会議録署名議員の指名について	－4－
◎会期の決定について	－5－
◎御杖村議会副議長選挙について	－5－
◎曾爾御杖行政一部事務組合議会議員の選挙について	－5－
◎東宇陀環境衛生組合議会議員の選挙について	－6－
◎桜井宇陀広域連合議会議員の選挙について	－6－
◎宇陀衛生一部事務組合議会議員の選挙について	－7－
◎奈良県広域消防組合議会議員の選挙について	－7－
◎御杖村議会常任委員会の委員長、副委員長及び委員の選任について	－7－
◎御杖村議会運営委員会の委員長、副委員長及び委員の選任について	－8－
◎承認第3号専決処分の承認を求めることについて （御杖村税条例等の一部を改正する条例の制定）〔上程、説明、質疑、討論、採決〕	－8－
◎同意第5号御杖村監査委員の選任につき同意を求めることについて〔採決〕	－9－
◎閉議及び閉会の宣言	－10－
◎議事録署名	－11－

令和3年5月御杖村議会臨時会

令和3年5月7日(金)

開議 午前10時00分

◎議事日程〔審議結果〕

- 第1 仮議席の指定について
- 第2 御杖村議会議長選挙について
- 第3 議席の指定について
- 第4 会議録署名議員の指名について
- 第5 会期の決定について
- 第6 御杖村議会副議長選挙について
- 第7 曾爾御杖行政一部事務組合議会議員の選挙について
- 第8 東宇陀環境衛生組合議会議員の選挙について
- 第9 桜井宇陀広域連合議会議員の選挙について
- 第10 宇陀衛生一部事務組合議会議員の選挙について
- 第11 奈良県広域消防組合議会議員の選挙について
- 第12 御杖村議会常任委員会の委員長、副委員長及び委員の選任について
- 第13 御杖村議会運営委員会の委員長、副委員長及び委員の選任について
- 第14 承認第3号〔原案承認〕
専決処分の承認を求めることについて
(御杖村税条例等の一部を改正する条例の制定)
- 第15 同意第5号〔原案同意〕
御杖村監査委員の選任につき同意を求めることについて

◎本日の開議に付した事件

議事日程に同じ

◎役職

臨時議長 木村忠雄 君
議 長 吉田俊弘 君
副議長 松岡一生 君

◎出席議員(8名)

1 番 張間裕子 君	2 番 廣口芳弘 君
3 番 葛城昌俊 君	4 番 古川芳明 君
4 番 吉田俊弘 君	6 番 山岡隆良 君
7 番 松岡一生 君	8 番 木村忠雄 君

◎欠席議員(0名)

◎会議録署名議員

1 番 張間裕子 君 2 番 廣口芳弘 君

◎地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・指名

村 長	伊藤収宜 君
教育長	丸山栄 君
総務課長	中嶋英樹 君

保健福祉課長	廣尾 真貴子 君
住民生活課長	片岡 保昌 君
会計管理者	今井 智 君
教育委員会次長	中村 康幸 君
むらづくり振興課長	仲子 雄史 君
産業建設課長	古谷 匡敏 君

◎職務のため議場に出席した事務局職員

事務局長 森本成則 君

◎[発言記録]

(午前10時00分開議)

- 事務局長(森本成則君): 皆さん、おはようございます。事務局長の森本です。本日は、一般選挙後の初議会です。新任の議員さんもおられますので、あらためて各課長の紹介をさせていただきます。向かって右側から、総務課長の中嶋でございます。
- 総務課長(中嶋英樹君): 中嶋です。よろしくお願いいたします。
- 事務局長(森本成則君): 続いて、左側、保健福祉課長の廣尾でございます。
- 保健福祉課長(廣尾真貴子君): 廣尾です。よろしくお願いいたします。
- 事務局長(森本成則君): 住民生活課長の片岡でございます。
- 住民生活課長(片岡保昌君): 片岡です。よろしくお願いいたします。
- 事務局長(森本成則君): 会計管理者の今井でございます。
- 会計管理者(今井智君): 今井です。よろしくお願いいたします。
- 事務局長(森本成則君): 教育委員会事務局次長の中村でございます。
- 教育委員会事務局次長(中村康幸君): 中村です。よろしくお願いいたします。
- 事務局長(森本成則君): むらづくり振興課長の仲子でございます。
- むらづくり振興課長(仲子雄史君): 仲子です。よろしくお願いいたします。
- 事務局長(森本成則君): 産業建設課長の古谷でございます。
- 産業建設課長(古谷匡敏君): 古谷です。よろしくお願いいたします。
- 事務局長(森本成則君): 以上でございます。よろしくお願いいたします。さて、本臨時会は、一般選挙後、初めての議会ですので、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定によって、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっています。したがって、木村忠雄議員に臨時議長をお願い致します。木村議員、議長席の方へお願いいたします。

◎開会及び開議の宣言

- 臨時議長(木村忠雄君): ただいま紹介されました木村忠雄でございます。規定によって、臨時に議長の職務を行います。どうぞ、よろしくお願いいたします。全議員が出席でございます。令和3年5月御杖村議会臨時会は成立いたしました。よって、ただいまから開会します。本日の会議を開きます。

◎仮議席の指定について

- 臨時議長(木村忠雄君): 日程第1仮議席の指定を行います。仮議席は、ただいま着席の議席とします。

仮1番	張間裕子君	仮2番	廣口芳弘君	仮3番	葛城昌俊君
仮4番	古川芳明君	仮5番	吉田俊弘君	仮6番	山岡隆良君
仮7番	松岡一生君	仮8番	木村忠雄君		

◎御杖村議会議長選挙について

○臨時議長(木村忠雄君):次に、日程第2・御杖村議会議長選挙を行います。お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思ひます。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○臨時議長(木村忠雄君):異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思ひます。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○臨時議長(木村忠雄君):異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。議長に、吉田俊弘君を指名します。お諮りします。ただいま、議長が指名しました吉田俊弘君を議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○臨時議長(木村忠雄君):異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました吉田俊弘君が議長に当選されました。議長に当選された吉田俊弘君が議場におられます。御杖村議会会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。議長就任のご挨拶をお願いいたします。

○5番(吉田俊弘君):ただいま推選されました議長の吉田でございます。課長様をはじめ理事者様、議員各位の皆様のご協力によりまして、この村が発展して行くために、村民ひとりひとりがこの村で住んで良かったと思えるような、議会それから行政にしたいと思ひますので、よろしく願いしておきます。冒頭にあたりまして私の挨拶とさせていただきます。ありがとうございます。

○臨時議長(木村忠雄君):これで臨時議長の職務が終わりました。ご協力ありがとうございました。吉田議長、議長席にお着き願ひます。

(臨時議長降壇)

(吉田議長登壇)

◎議席の指定について

○議長(吉田俊弘君):それでは、よろしく願ひます。日程第3議席の指定を行います。議席は、御杖村議会会議規則第4条第1項の規定によって、ただいま着席のとおり指定します。

1番 張間裕子君	2番 廣口芳弘君	3番 葛城昌俊君
4番 古川芳明君	5番 吉田俊弘君	6番 山岡隆良君
7番 松岡一生君	8番 木村忠雄君	

◎会議録署名議員の指名について

○議長(吉田俊弘君):次に、日程第4会議録署名議員の指名を行います。御杖村議会会議規則第127条の規定に基づき、本臨時会の会議録署名議員は、1番張間裕子君・2番廣口芳弘君を指名します。

◎会期の決定について

○議長(吉田俊弘君):次に、日程第5会期の決定についてを議題といたします。お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日間としたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(吉田俊弘君):異議なしと認めます。したがって、会期は、本日1日間に決定しました。

◎御杖村議会副議長選挙について

○議長(吉田俊弘君):次に、日程第6御杖村議会副議長選挙を行います。お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(吉田俊弘君):異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(吉田俊弘君):異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。副議長に、7番松岡一生君を指名します。お諮りします。ただいま、議長が指名しました松岡一生君を副議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(吉田俊弘君):異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました7番松岡一生君が副議長に当選されました。副議長に当選された松岡一生君が議場におられます。御杖村議会会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。副議長就任のご挨拶をお願いいたします。

○7番(松岡一生君):ただいま議長のほうからご指名いただきました松岡でございます。皆様方からも賛同いただきまして、本当にありがとうございます。副議長の要職に就任させていただき身の引き締まる思いとともに、責任の重さをしっかりと受け止め、皆様のご協力をいただきながら議会の活性化に努めて参りたいと思います。皆様に、ご指導、ご鞭撻をお願い申し上げます。簡単措辞ではございますが、ご挨拶にかえさせていただきます。よろしくお願いいたします。

◎曽爾御杖行政一部事務組合議会議員の選挙について

○議長(吉田俊弘君):次に、日程第7曽爾御杖行政一部事務組合議会議員の選挙を行います。お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(吉田俊弘君):異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(吉田俊弘君): 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。曾爾御杖行政一部事務組合議会議員に、2番廣口芳弘君・3番葛城昌俊君・8番木村忠雄君を指名します。お諮りします。ただいま、議長が指名しました廣口芳弘君・葛城昌俊君・木村忠雄君を曾爾御杖行政一部事務組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(吉田俊弘君): 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました2番廣口芳弘君・3番葛城昌俊君・8番木村忠雄君が曾爾御杖行政一部事務組合議会議員に当選されました。

◎東宇陀環境衛生組合議会議員の選挙について

○議長(吉田俊弘君): 次に、日程第8東宇陀環境衛生組合議会議員の選挙を行います。お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思いをします。ご異議ありませんか

(「異議なし」の声あり)

○議長(吉田俊弘君): 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いをします。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(吉田俊弘君): 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。東宇陀環境衛生組合議会議員に、4番古川芳明君・6番山岡隆良君・7番松岡一生君を指名します。お諮りします。ただいま、議長が指名しました古川芳明君・山岡隆良君・松岡一生君を東宇陀環境衛生組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(吉田俊弘君): 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました4番古川芳明君・6番山岡隆良君・7番松岡一生君が東宇陀環境衛生組合議会議員に当選されました。

◎桜井宇陀広域連合議会議員の選挙について

○議長(吉田俊弘君): 次に、日程第9桜井宇陀広域連合議会議員の選挙を行います。お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思いをします。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(吉田俊弘君): 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いをします。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(吉田俊弘君): 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。桜井宇陀広域連合議会議員に、3番葛城昌俊君を指名します。お諮りします。ただいま、議長が指名しました葛城昌俊君を桜井宇陀広域連合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(吉田俊弘君): 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました3番葛城昌俊君が桜

井宇陀広域連合議会議員に当選されました。

◎宇陀衛生一部事務組合議会議員の選挙について

○議長(吉田俊弘君):次に、日程第10宇陀衛生一部事務組合議会議員の選挙を行います。お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思えます。ご異議ありませんか。

(「異議なしの」声あり)

○議長(吉田俊弘君):異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思えます。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(吉田俊弘君):異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。宇陀衛生一部事務組合議会議員に、1番張間裕子君・5番吉田俊弘を指名します。お諮りします。ただいま、議長が指名しました張間裕子君・吉田俊弘を宇陀衛生一部事務組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(吉田俊弘君):異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました1番張間裕子君・5番吉田俊弘が宇陀衛生一部事務組合議会議員に当選されました。

◎奈良県広域消防組合議会議員の選挙について

○議長(吉田俊弘君):次に、日程第11奈良県広域消防組合議会議員の選挙を行います。お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思えます。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(吉田俊弘君):異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思えます。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(吉田俊弘君):異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。奈良県広域消防組合議会議員に、4番古川芳明君を指名します。お諮りします。ただいま、議長が指名しました古川芳明君を奈良県広域消防組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(吉田俊弘君):異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました4番古川芳明君が奈良県広域消防組合議会議員に当選されました。

◎御杖村議会常任委員会の委員長、副委員長及び委員の選任について

○議長(吉田俊弘君):次に、日程第12御杖村議会常任委員会の委員長、副委員長及び委員の選

任を行います。お諮りします。御杖村議会委員会条例第6条第4項及び同条例第7条第2項の規定によって、議長が指名させていただきます。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(吉田俊弘君):異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。予算決算委員会委員長に8番木村忠雄君、副委員長に1番張間裕子君、委員に2番廣口芳弘君・3番葛城昌俊君・4番古川芳明君・5番吉田俊弘・6番山岡隆良君・7番松岡一生君を、むらづくり委員会委員長に6番山岡隆良君、副委員長に2番廣口芳弘君、委員に1番張間裕子君・3番葛城昌俊君・4番古川芳明君・5番吉田俊弘・7番松岡一生君・8番木村忠雄君を指名します。

◎御杖村議会運営委員会の委員長、副委員長及び委員の選任について

○議長(吉田俊弘君):次に、日程第13御杖村議会運営委員会の委員長、副委員長及び委員の選任を行います。お諮りします。御杖村議会委員会条例第6条第4項及び同条例第7条第2項の規定によって、議長が指名させていただきます。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(吉田俊弘君):異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。委員長に4番古川芳明君、副委員長に3番葛城昌俊君、委員に1番張間裕子君・2番廣口芳弘君・6番山岡隆良君・7番松岡一生君・8番木村忠雄君を指名します。

◎専決処分の承認を求めることについて

(御杖村税条例等の一部を改正する条例の制定)

[上程、説明、質疑、討論、採決]

○議長(吉田俊弘君):次に、日程第14承認第3号専決処分の承認を求めることについて、御杖村税条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題と致します。本案について、提案理由の説明を求めます。伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):本案につきましては、地方税法の一部を改正する法律等の公布により、御杖村税条例の一部を早急に改正する必要が生じたため、地方自治法179条第1項の規定に基づき専決処分をしたので、同条第3項の規定により議会の承認を求めらるるものであります。詳細につきましては、住民生活課長が説明申し上げます。

○議長(吉田俊弘君):片岡住民生活課長。

○住民生活課長(片岡保昌君):専決処分の承認をお願いいたしますのは御杖村税条例等の一部を改正する条例の制定についてでございます。地方税法等の一部を改正する法律及び、関係政省令が本年3月31日に、それぞれ公布され、4月1日から施行されることに伴い、御杖村税条例の一部改正が必要となることから、地方自治法第179条第1項の規定により、3月31日付けで専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により報告し、議会の御承認をお願いするものでございます。主な改正点を説明させていただきます。まず軽自動車税環境性能割の臨時的軽減措置の延長についてです。令和元年10月1日から令和3年3月31日までの間に取得した軽自動車については、環境性能割の税率1%軽減が行われていましたが、新型コロナウイルス感染症の状況や経済の動向等を総合的に勘案し、その適用期限を9か月延長し、令和3年12月31日までに取得したものを対象に軽減します。また、燃費や排ガス性能のいい自動車に対して税金の負担を時限的

に軽減されていたグリーン化特例については、2年間延長します。次に、宅地の固定資産税負担の調整措置についてです。平成9年度の評価替え以降、課税の公平の観点から、地域や土地によりばらつきのある負担水準を均衡化させることを重視した税負担の調整措置が講じられ、宅地について負担水準のばらつきの幅を狭めていく仕組みが導入されました。令和3年度の評価替えにおいては、大都市を中心に地価が上昇しているところ、地方において地価が下落していることを受け、負担水準が据置の範囲から外れる土地が数多く生ずると見込まれます。このことから令和3年度から令和5年度までの負担調整措置については、平成30年度から令和2年度までの負担調整の仕組みを継続することとなります。その上で、新型コロナウイルス感染症により社会経済活動や国民生活全般を取り巻く状況が大きく変化したことを踏まえ、納税者の負担感に配慮する観点から、令和3年度に限り、負担調整措置等により税額が増加する土地については前年度の課税標準額に据置く特別な措置が講じられることとなりました。その他、地方税法等の一部改正による文言整理となっております。以上、ご審議、よろしくお願いいたします。

○議長(吉田俊弘君):ただいま、提案理由の説明をいただきましたので、これから質疑を行います。質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(吉田俊弘君):質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(吉田俊弘君):討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより、本案について採決を行います。日程第14承認第3号を原案のとおり承認することに賛成の方は、起立願います。

(全員／起立)

○議長(吉田俊弘君):ありがとうございます。全員の起立により、日程第14承認第3号専決処分の承認を求めることについて、御杖村税条例等の一部を改正する条例の制定について原案のとおり承認されました。

◎同意第4号御杖村監査委員の選任につき同意を求めることについて [上程、説明、採決]

○議長(吉田俊弘君):次に、日程第15同意第5号御杖村監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。本案につきましては、8番木村忠雄君ご本人にかかわる事件であると認められますので、地方自治法第117条の規定によって、木村忠雄君を除外したいと思います。異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(吉田俊弘君):異議なしと認めます。よって、木村忠雄君を除外することに決定しました。木村忠雄君の退場を求めます。

「木村忠雄君退場」

○議長(吉田俊弘君):本案について、提案理由の説明を求めます。伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):御杖村監査委員の選任につきましては、地方自治法第195条及び第196条第1項の規定によりまして、監査委員2名のうち1名は議会議員のうちから、議会の同意を得て選任することになっております。今般、一般選挙後の初議会において、新たに選任し同意をお願いするものです。木村忠雄議員は、行政運営に識見を有し、監査委員の経験も豊富なことから選任

をしたく、同意を賜りますようお願い申し上げます。

- 議長(吉田俊弘君):ただいま、提案理由の説明をいただきました。本案につきましては、御杖村議会会議規則第59条第4項の規定によって、質疑及び討論を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長(吉田俊弘君):異議なしと認めます。よって、日程15同意第5号については、質疑及び討論を省略します。これより、本案について採決を行います。これに同意することに賛成の方は、起立願います。

(全員／起立)

- 議長(吉田俊弘君):ありがとうございます。全員の起立により、日程第15同意第5号御杖村監査委員の選任につき同意を求めることについては、同意することに決定しました。

- 議長(吉田俊弘君):木村忠雄君の入場を求めます。

「木村忠雄君入場」

◎閉議及び閉会の宣言

- 議長(吉田俊弘君):それでは、以上をもって、本臨時会の日程は全部終了いたしました。令和3年度につきましては、本日、選挙及び選任されました体制で議会運営に取り組んでいくこととなりますので、よろしく願います。議員の皆さん、また理事者・各課長等の皆さんには、御杖村発展のため、さらにご尽力いただきますようお願い申し上げ、本日の会議を閉じます。よって、令和3年5月御杖村議会臨時会を閉会とします。お疲れ様でした。

(午前10時34分 閉会)

◎議事録署名

御杖村議会会議規則第127条の規定によりここに署名する。

御杖村議会臨時議長 木村忠雄

御杖村議会議長 吉田俊弘

御杖村議会議員 張間裕子

御杖村議会議員 廣口芳弘